

環境影響評価準備書 意見書(写し)



## 環境影響評価準備書意見提出用紙

令和元年12月18日

案件名 佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

氏名

住所

資料名 佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

今回の環境影響評価準備書は安全性に関して問題がない旨の書類になっていますが、どんなに安全性を強調されても、計画策定の手法や経過に納得していないため、その件に絞って意見を述べさせていただきます。

## 該当項目

2-1 ページ～2-5 ページ 1 対象事業の名称 ～ 4 対象事業の経緯と目的

2-2 ページ 4,1 対象事業実施区域の所在地

対象地域で土壤汚染が確認されたため、計画変更した旨の記述があるが、2年前の小森野コミセンでの説明会では、「せめてリサイクル施設とごみ焼却施設の場所を変更できないか。」という意見に対して、「安全性の問題がある。変更は2市3町の同意が困難である。よって、場所の変更はできない。」旨の説明を受けていた。ところが、建設場所の計画変更は短期間でなされた。状況が変われば簡単に変更できるということであり、「変更できない。」との虚偽の説明をしてきたことになる。見解を求める。

なお、ゴミ処理施設予定地で土壤汚染が確認されたため「リサイクル施設は計画どおり建設し、ごみ処理施設は別の場所を選定する。」ということであれば、まだ理解できる面もあるが、リサイクル施設は別の場所に移し、リサイクル施設予定地にごみ焼却施設を造ることは、計画が場所ありきで進められてきたことの表れであり、全く容認できない。

これらから「佐賀県東部ブロックゴミ処理協議会」で真摯に議論されたとは思えないし、説明会でのやり取り、地域住民の声が「協議会」に正確に届いたとも思えない。再度正確な情報の下で真摯な協議を求める。

土壤汚染が発覚した地域、旧施設はそのまま放置するのか。汚染の除去、施設の撤去はしないのか。(もうすでに数十年間放置されているように思われる。)自分たちの都合を優先し必要なものだけを造り、地域住民の安全性や景観は無視し放置しているとしか思えない。これらの処理が優先されるべきであり、いつまでに除去、撤去するのか明記すべきである。

また、公共下水道終末処理施設が立地しているとあるが、汚いもの、衛生的でないもの、臭気を放つものすべてをこの地域に押し付けるつもりか。迷惑施設は分散させ、住民に相応



の負担と理解を得るのが行政の役割ではないか。見解を求める。

2-5 ページ 6行～13行

鳥栖市が平成26年5月から7月にかけて候補地25か所の中から真木町を選定したとなっているが、今後二十数年間使用し、数十億円単位の費用を要する施設の建設場所を選定するのにあまりにも拙速ではないか。「買収等にかかる時間的リスクを回避する。」(2-6P「建設候補地の選定の流れ」関連)というような理由で、始めから公有地等に絞り込むことは行政の怠慢でしかなく、全く納得できない。

わずか2か月間で決定するという乱暴とも思われる拙速なやり方で、十分な検討がなされたのか、真剣に検討されたのか、はなはだ疑問である。

13行～16行

ゴミ処理施設の誘致の要望書が3か所から出されて、市長、副市長が現地視察を行ったとあるが、なぜ検討委員会のメンバーは同行しなかったのか。

2か所の困難な諸条件とは何か、どのような調査がなされたのか。残った1か所と比較検討したとなっているが、誰がどのように判断したのか。検討委員会に諮られたのか。

17行～21行

佐賀県ゴミ広域化計画が、平成11年2月に策定されていたにもかかわらず、当初計画段階で計画区域に入っていなかったのはなぜか。当初計画策定までに区域内に入れる協議はなされたのか。

ゴミ処理施設の該当範囲が2市3町と拡大し、新たな区域・組織となった時点でゴミの量・地域の人口重心・収集運搬距離などが変わったはずであり、候補地も含めてゼロから協議すべきだと思われるが、どのような協議がなされたのか。

22行～23行

平成28年2月に地元理解を得たとあるが、地元とはどこか。本来、行政区域に関係なく、影響が及ぶ恐れがある地域住民の同意を得ることが行政としての責務だと思われるが、何をもちて地元理解を得たとしたのか。現時点でも影響が懸念される地域住民の理解は得ていない。

2-8 ページ 除外条件 枠組中 ⑦

「鳥栖市洪水ハザードマップにおいて浸水2m以上の区域」が除外区域となっているが、現在の予定地が平成26年6月には国が3～5mと公表したにもかかわらず、除外区域としないのはなぜか。国の発表は平成26年6月でも、国とのヒアリング等で選定時点では予想できたのではないか。分かった時点で、当該予定地域を除外すべきではなかったのか。(マップの配布が3年後ということは意図的とも思われる。)すぐに除外地域とすべきである。

昨今の想定を超えた災害が多発している状況の中で、危険が予想される地域にわざわざ施

設を造る理由は何か。危険性が明らかになった時点で、時間がかかっても、経費が膨らむことになって、民有地、農業振興地等も含めて、より安全な場所を選定すべきである。

※ 上記内容に関連して、鳥栖市の検討委員会、鳥栖・三養基西部環境施設組合、佐賀県東部ブロックゴミ処理施設建設協議会での「ゴミ処理施設整備計画」に関する会議資料と詳細な議事録を地域住民に提供されることを希望する。

当初計画に限らず、これまで①ゴミ処理地域の広域化 ②施設建設予定地の土壌汚染の確認 ③ハザードマップによる 3～5m浸水地域の指定 等の計画を見直すべき要件が何度もありながら、地域住民の意見を全く無視し、住民説明会を開いたという事実をもって安易に決定された真木地区ありきの当初計画を強引に押し進めているとしか思えない。この計画を一方的に進める貴市及び佐賀県東部地域環境施設組合に対して大きな不信感を抱かざるを得ない。

地域住民の意見に耳を傾け、少なくとも当初計画から追加すべき①②③の要件を真摯に検討・協議された上で、新たな計画の策定を求める。

なお、今回の意見・疑義等については、速やかな回答と地域住民への周知を求める。



## 環境影響評価準備書意見提出用紙

●必ずご記入ください

記入日：令和元年12月19日

案件名	佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
お名前 (法人、団体等の名称)	
ご住所 (法人、団体等の所在地)	

※匿名による意見等の提出は、受付ができませんのでご了承ください。

※意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(お名前、ご住所等)は公表いたしません。

●以下の欄にご意見をご記入ください

縦覧資料名および該当項目	ご意見欄
(例) 準備書 ○ページ、○行目	(例) △△については、××という考え方の方がよくなると思う など 別紙

●担当課 鳥栖市建設部都市計画課

●提出先

(郵送の場合)

〒841-8511

佐賀県鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市役所 環境対策課

(FAXの場合)

0942-85-2009

(メールの場合)

[kankyousu@city.tosu.lg.jp](mailto:kankyousu@city.tosu.lg.jp)

(直接持参の場合)

鳥栖市役所 環境対策課まで



迷惑施設との、30年の附合には、人の健康への被害の、微たるを、一番として考えた施設場と、熟慮の重ね、大事とする。河川、田地畑の集積した、食餌所ではなく、ゴミ焼却の自を、広葉樹多く、浄化槽浄作用大なる、山地に、賢答変更される事を、強く求めます。

### 環境影響評価書

9-1-25 以下

表9-1-16、微小粒子状物質調査結果、表の示す如く、環境評価規程の適合は、×の評価がある。今后、工事、殺人の先々を展じ、県道1号線、県道中京線、幅予定の市道、森林、衛生処理場線の、重ね重ねは、益々その影響が懸念される。

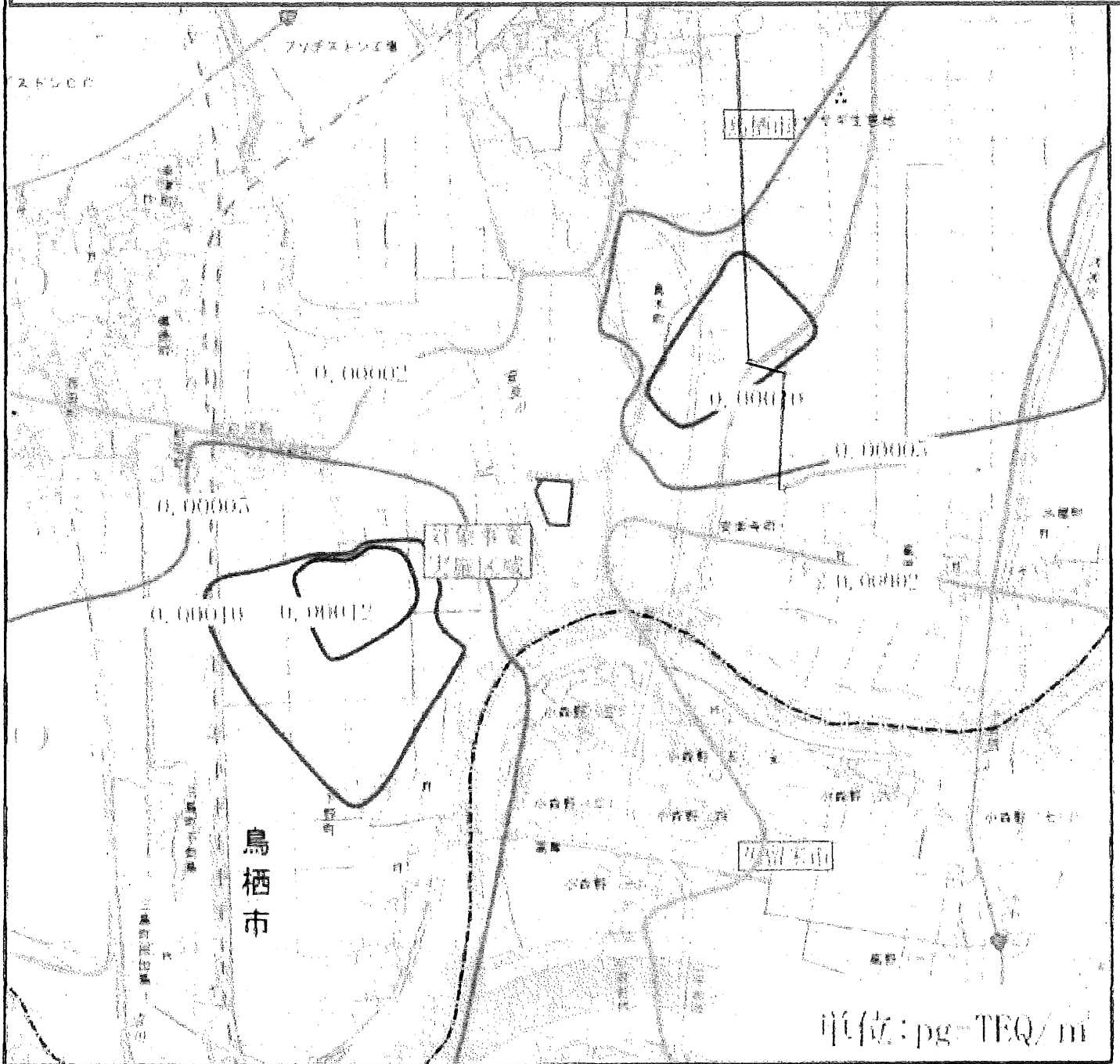
9-1-14以下の図、五図と添附している図一注、赤線路は学童通学路に、合めせると、程度の差こそあれ、通学に重く墮る。これからの成長する子供にとり、不健康極まりない、と云える。



又、農作物、作業人への被害、風評、  
心配の募る所である。  
是非とも、賢明な判断を、期待したい。



# 施設の稼働時における寄与濃度分布図(ダイオキシン類)



# 環境影響評価準備書意見提出用紙

●必ずご記入ください

記入日：令和 年 月 日

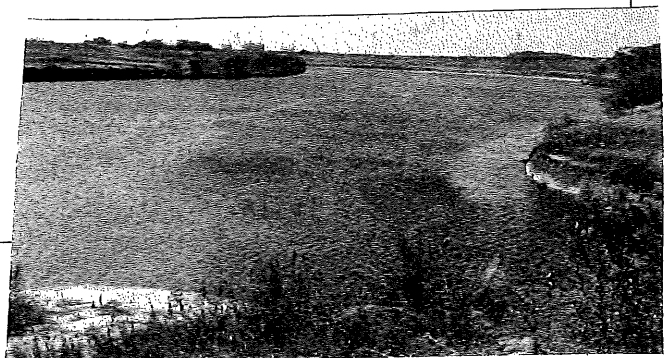
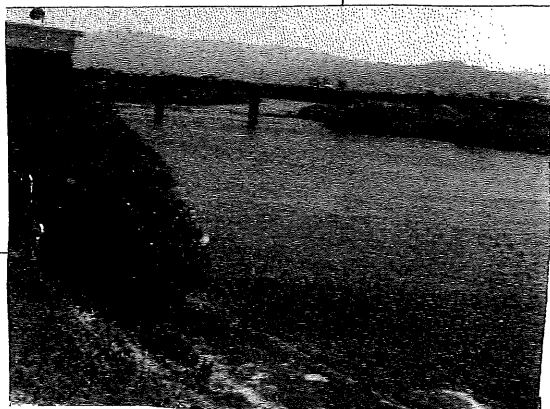
案件名	佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書	
お名前 (法人、団体等の名称)	(	)
ご住所 (法人、団体等の所在地)	(	)

※匿名による意見等の提出は、受付ができませんのでご了承ください。

※意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(お名前、ご住所等)は公表いたしません。

●以下の欄にご意見をご記入ください

縦覧資料名および該当項目	ご意見欄
(例) 準備書 ○ページ、○行目 11-6 1~10行目	(例) △△については、××という考え方の方がよくなると思う など ・「轟木川において平常時に4季調査を実施した結果、環境基準(A型)についてBOD及び大腸菌群で環境基準を上回る場合がある」と記載されている。緊急に水質、土壌検査を再度行う必要がある。 ・轟木川の水門が宝満川へ合流する地点の河川の色が違う。これは轟木川へ処理施設からの汚染物質や処理場の処理水が流出しているのではないか。BOD及び大腸菌群の環境基準の改善と原因究明、また河川の色の違いの理由と原因を早急に調査してほしい。 ・周辺住民より浄化センター本館の横の河川にはカモの親子や野鳥が多数飛来しているが、轟木川水門の近くには野鳥のすたをみたことがないと言語がある。なぜか、環境の保全の見地から原因を究明し改善を求めらる。



佐賀県鳥栖市 8番地

鳥栖市役所 環境対策課

(FAXの場合) 0942-85-2009

(メールの場合) [kankyuu@city.tosu.lg.jp](mailto:kankyuu@city.tosu.lg.jp)

(直接持参の場合) 鳥栖市役所 環境対策課まで

12月 8-10

宝満川の下野の水質調査と土壌調査と過去資料の比較  
 されているが、実地調査をした方が、



# 環境影響評価準備書意見提出用紙

●必ずご記入ください

記入日：令和 ㊦ 年 12 月 20 日

案件名	佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書	
お名前 (法人、団体等の名称)	(	)
ご住所 (法人、団体等の所在地)	(	)

※匿名による意見等の提出は、受付ができませんのでご了承ください。

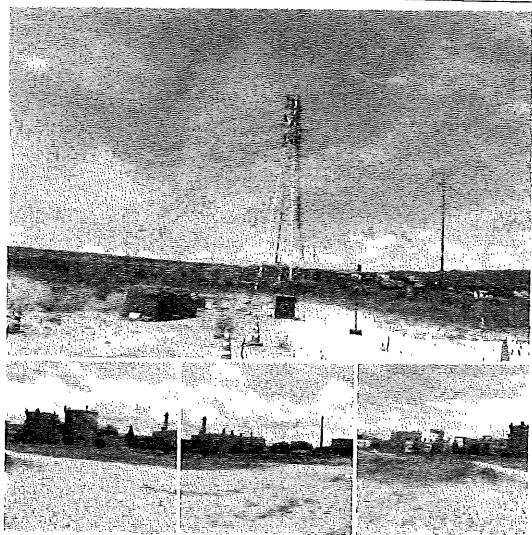
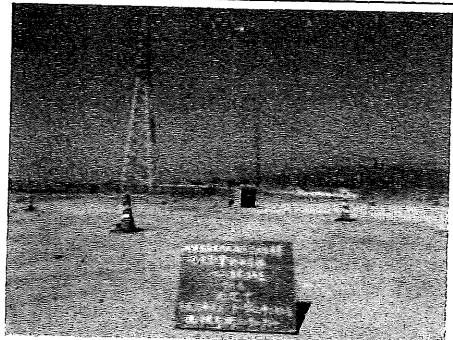
※意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(お名前、ご住所等)は公表いたしません。

●以下の欄にご意見をご記入ください

縦覧資料名および該当項目	ご意見欄
(例) 準備書 ○ページ、○行目 9.1-6 騒音程度 表9.1.1-5	(例) △△については、××という考え方の方がよくなると思う など 地上気象調査状況(対象事業実施区域)について、 環境、休みの見地から、風速、風向と測定する設置環境は平らな開けた 場所に独立した塔や支柱を建て、地上10mの高さに設置することが標準になっている。 設置に考慮すべき事項 ① 最寄りの建物や樹木から、その高さの10倍以上の距離を置いて設置。 ② 周辺の建物より高い位置に設置。 測風塔では一般的には最も高い建物の1.3~1.5倍以上の高さが目安である。 対象事業実施区域周辺の大気の状態を表1.5.1に示しているが、対象事業実施区域が 風速、風向と測定するに適正な設置環境であるか疑問である。近くに鉄塔や 円筒型の塔(約13m)の存在が認められる。測定の再調査を求めたい。



地上気象調査状況(対象事業実施区域)



鳥栖市役所 環境対策課

(FAXの場合) 0942-85-2009

(メールの場合) [kankyou@city.tosu.lg.jp](mailto:kankyou@city.tosu.lg.jp)

(直接持参の場合) 鳥栖市役所 環境対策課まで



# 環境影響評価準備書意見提出用紙

●必ずご記入ください

記入日：令和 / 年 / 月 / 日

案件名	佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
お名前 (法人、団体等の名称)	[Redacted]
ご住所 (法人、団体等の所在地)	[Redacted]

※匿名による意見等の提出は、受付ができませんのでご了承ください。  
 ※意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(お名前、ご住所等)は公表いたしません。

●以下の欄にご意見をご記入ください

縦覧資料名および該当項目	ご意見欄
(例) 準備書 ○ページ、○行目 2-6 ページ	(例) △△については、××という考え方の方がよくなると思う など  候補地の選考にて、一部の限られた人物において選考基準の決定がなされ、その内容が客観的に評価されおろか、不適切な決定がなされ、その結果不適切な方向に進捗率となり、将来大きな問題と発生させる恐れがある。つまり、この段階が当計画の肝であり、この時点での住民参加の説明が必要である。よって、布展に際し、候補地選定のやり直しを切望する。もしも、その場合、住民代表も参加させる必要がある。

- 担当課 鳥栖市建設部都市計画課
- 提出先
  - (郵送の場合) 〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 鳥栖市役所 環境対策課
  - (FAXの場合) 0942-85-2009
  - (メールの場合) [kankyou@city.tosu.lg.jp](mailto:kankyou@city.tosu.lg.jp)
  - (直接持参の場合) 鳥栖市役所 環境対策課まで







# 環境影響評価準備書意見提出用紙

●必ずご記入ください

記入日：令和元年12月20日

案件名	佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
お名前 (法人、団体等の名称)	( )
ご住所 (法人、団体等の所在地)	( )

※匿名による意見等の提出は、受付ができませんのでご了承ください。

※意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(お名前、ご住所等)は公表いたしません。

●以下の欄にご意見をご記入ください

縦覧資料名および該当項目	ご意見欄
準備書 第2章他	<p>1. 住民説明会にて皆が何度も質問しておりますが真木町衛生処理場敷地がなぜ候補地に選ばれたのか、理由がどうしても理解出来ません。見直すべきです。</p> <p>2. 計画施設の環境保全目標値(自主基準値)は厳しくしてるとのことですが、施設のどのような運転状況を想定しての値でしょうか? 安定運転時の値に見えます。炉のスタート期間時、停止期間時の値はどのようなのでしょうか? 設備の緊急時(インシデント、アクシデント、トラブル時)は?</p> <p>3. 施設の最新鋭化、処理能力アップに伴う危険性が危惧されます。最新鋭設備は自動化されており運転員も少なく(安定運転時は問題無い)、故障・事故の復旧には時間がかかります。その間、悪臭、ばい煙など発生し、地域に重大影響を及ぼし、誤操作は爆発など重大事故を引き起す可能性有ります。又、この度は施設を一つにまとめるため事故後復旧までに貯まったゴミの処理に時間が掛かると推察されます。例えば現施設を生かしながら新設を考えるなどして、候補地・施設規模の再検討をお願いします。</p>

●担当課 鳥栖市建設部都市計画課

●提出先

(郵送の場合) 〒841-8511  
佐賀県鳥栖市宿町1118番地  
鳥栖市役所 環境対策課

(FAXの場合) 0942-85-2009

(メールの場合) [kankyous@city.tosu.lg.jp](mailto:kankyous@city.tosu.lg.jp)

(直接持参の場合) 鳥栖市役所 環境対策課まで





送信者 [REDACTED]  
受信者 kankyou@city.tosu.lg.jp  
受信日 2019/12/20 23:05:57  
送信日 2019/12/20 23:05:51  
件名 パブリックコメント

【氏名及び住所】

[REDACTED]

【準備書名】  
佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

【意見】 2-8

第一次選考において、⑦で鳥栖市洪水ハザードマップにおいて浸水2m以上の区域と書いているにも関わらず、浸水2m以上という根拠がなく、その理由を「その時の浸水の一番深いところを除く」という説明を繰り返しているが、その根拠もまたない。

【理由】平成28年6月にハザードマップの変更があったにも関わらず、その考慮を再度することもなかったことは、決定した事とはいえ、第一次選考で鳥栖市自身で決めた除外条件＝法令などにより建設地に適さない地域を除外とし、25カ所から8カ所に絞る段階で除外していることを鑑みても、再度この条件に照らし合わせて、選考をしなおすべきだ。



送信者 [REDACTED]  
受信者 kankyou@city.tosu.lg.jp  
受信日 2019/12/20 23:14:46  
送信日 2019/12/20 23:14:46  
件名 パブリックコメント

【氏名及び住所】

[REDACTED]

【準備書名】

佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

【意見】 2-10

④第3次選考において、環境条件の評価項目において「⑥災害の安全性（洪水）」、具体的な評価項目で「洪水ハザードマップの浸水の深さ区分」とあり、その「評価基準」が◎0.5m未満、○0.5~1m未満、△1m~2m未満とあるが、ハザードマップが書き換わっているのだから、環境影響評価書を出す時点での浸水の深さ区分に変更すべきだ。

【理由】候補地選定は、評価結果の点数で行われている。20項目しかない中、環境条件は8項目。全体の40%を占める。その中の一つ一つの点数が選考の要になる。それにも関わらず、基幹とも言える、評価基準の数値が環境影響評価準備書が出るまでに変更になったのであるのならば、少なくともこの数値は、その時点のものであるべきであるし、その変更が行われた時点での採点をやりなおすべきである。



送信者 [REDACTED]  
受信者 kankyou@city.tosu.lg.jp  
受信日 2019/12/20 23:22:35  
送信日 2019/12/20 23:22:37  
件名 パブリックコメント

【氏名及び住所】

[REDACTED]

【準備書名】

佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

【意見】 2-10

④第3次選考の中の経済条件⑨収集運搬距離のカッコ書きで（定期収集次の運搬コスト及び市民持ち込みの利便性）と書かれているが、そもそも具体的な評価項目に書かれているのは「人口中心（\*平成22年国政調査における鳥栖市の人口中心）からの距離が近い方が望ましい」とある。この次期ごみ処理施設は、誰の税金で作られているのか？鳥栖市民だけのものなのか？鳥栖市以外の1市3町の皆さんが市民としてみなされていない。416億円を支払う全ての人々が考慮されていないというのは、決定的な問題である。

【理由】人口中心というのであれば、神埼市、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町の中心地からの距離とその人口で計算をすべきだ。2-12の評価基準の数値が全く違う。



送信者 [REDACTED]  
受信者 kankyou@city.tosu.lg.jp  
受信日 2019/12/20 23:36:09  
送信日 2019/12/20 23:36:02  
件名 パブリックコメント

【氏名及び住所】

[REDACTED]

【準備書名】

佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

【意見】 2-12

評価結果④第3次選考経済条件において「㊦搬入道路整備の必要性」が「搬入道路の整備の必要性の有無（2車線以上の国道・県道）への接続」とあるが、評価結果でDとEが㊦なのは、おかしい。

【理由】 DとEが㊦で整備が不要となるのであれば、9.5-6の地図上で市道轟木・衛星処理場線（拡張予定）と書かれているのは、なぜなのか？ 拡張予定ということであれば、搬入道路整備必要で△とならねばおかしいはずである。



送信者 [REDACTED]  
受信者 kankyou@city.tosu.lg.jp  
受信日 2019/12/20 23:57:27  
送信日 2019/12/20 23:57:27  
件名 パブリックコメント

【氏名及び住所】

[REDACTED]

【準備書名】

佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書

【意見】 2-10

②近隣住宅の戸数において、具体的な評価項目で「200m以内の住戸数が少ない方が望ましい」とあるが、200mというのはどういう根拠のある距離なのか？と確認をすると周辺の市町村のデータからということであったが、その理由が曖昧である。しかも、今回の環境影響評価においても、「予測の結果、もっとも高濃度となる気象条件は風速1.0m/sの大気安定度がAのときであり、煙突から514m風下の地点が最大着地濃度出現地点となっている。近隣住宅の戸数を考慮するのであれば、どこが一番高濃度の大気汚染が考えられるのかということから、評価すべきだ。

【理由】近隣住宅の戸数を数える根拠として、9.1-70の「イ1時間値の高濃度の予測」で、表9.1.2-25の大気質の予測結果（1時間の高濃度；通常の気象条件下）にあるように、出現距離（m）は、風速1.5m/sの大気安定度Aの時、451mが一番近く、1.0m/sの大気安定度がDの時、4063mと一番遠いことを見ても、200mにした根拠が見えてこない。







# 環境影響評価準備書意見提出用紙

●必ずご記入ください

記入日：令和 元 年 12 月 20 日

案 件 名	佐賀県東部地域次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書
お 名 前 (法人、団体等の名称)	( [REDACTED] )
ご 住 所 (法人、団体等の所在地)	( [REDACTED] )

※匿名による意見等の提出は、受付ができませんのでご了承ください。

※意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外(お名前、ご住所等)は公表いたしません。

●以下の欄にご意見をご記入ください

縦覧資料名および該当項目	ご意見欄
①p.2-5の上から9行目： 建設候補地選定に当たっては、...	<p><b>概要：</b> 旧ごみ処理施設排ガスから38年間多量の有害物質が排出されてきた。ダイオキシン類や環境ホルモンなどの慢性毒性による健康被害が既に出ていることも懸念される為、現候補地(D地点)は、最初の時点で候補地から外すのが妥当である。</p> <p><b>詳細：</b> 厚生労働省のデータによると平成9年の旧鳥栖ごみ焼却炉、排ガス中のダイオキシン濃度は65ng-TEQ/N m<sup>3</sup>であった。(以下単位省略)これは現在の国の環境基準(人の健康の保護のために持される事が望ましい基準値)1ngの65倍であり、新施設の自主基準(実際に排出されるであろう量から計算された基準値)0.05ngの1300倍である。旧施設の稼働期間は、昭和41年～平成16年で、平成9年以前は国のダイオキシン対策が進んでなく、より高濃度のダイオキシンが排出されていたと思われる。体内に取り込まれたダイオキシンは蓄積され、長い年月身体に影響を与え続ける。半減期が7年と言われ、例えば平成16年に取り込まれたダイオキシンの約1/4が今だ体内に留まっている。発癌等急性毒性は心配無いが、症状として表に現れない生殖、脳神経系、免疫系への影響が危惧され環境基準やWHOでの基準が設けられている。</p>

- 担当課 鳥栖市建設部都市計画課
- 提出先  
(郵送の場合) 〒841-8511  
佐賀県鳥栖市宿町1118番地  
鳥栖市役所 環境対策課
- (FAXの場合) 0942-85-2009
- (メールの場合) [kankyousu@city.tosu.lg.jp](mailto:kankyousu@city.tosu.lg.jp)
- (直接持参の場合) 鳥栖市役所 環境対策課まで



<p>②p.2-5の下から9行目及びp.2-12,13評価結果の表：        ・真木町衛生処理場敷地の方が評価が高かった。</p>	<p>また、旧焼却炉稼動中に小森野小校区では喘息、皮膚疾患が多く見られた。平成9年当時一年生だった児童(25/34名)の母親に聞き取り調査をしたところ、喘息被患率は12%(3/24名)と全国平均1.6%(文部省、学校保健統計)より高く皮膚疾患も8名確認された。兄妹にも喘息4名、皮膚疾患が7名いた。長期間にわたり、今では考えられない程、多量の有害物質を出し続けたことを全く考慮せず次期予定地にここを選んだ事は、以前から住む近隣住民の健康を無視した行為である。建設予定地の変更を強く要望する。</p> <p>概要:環境影響評価準備書 p.2-13 の表では、競馬場用地(A 地点)が64点、現候補地(D 地点)が74点で、現候補地の方が高いが、有害物質の検出等も含めて詳細に検討すると、競馬場用地が68点、現候補地が60点となり、競馬場用地の方が高くなる(資料1)。よって、競馬場用地で再検討すべきある。</p> <p>詳細:(1) 環境条件の中の近隣住宅に対する影響では、①390m以内の集落、②200m以内の住戸数で評価を行っている。この距離は、最大濃度到達点(500m~700m)の半分にも満たしてないので、環境条件としての近隣住宅数の数え方に問題がある。煙突からの出る排出ガスの濃度は、最大濃度地点から、次第に小さくなっていくので、最大濃度到達地点内、及びその2倍の距離で考えるのが妥当である。これにより評価は逆転する。</p> <p>(2) 環境条件の中の⑥災害の安全性(浸水)は、ハザードマップの変更により、現候補地(D 地点)の浸水の深さは0.5~1mから3~5mに変わっており、D地点の評価は下がる(△→×)。</p> <p>(3) 経済条件の中の⑨収集運搬距離は鳥栖市内のみでなく2市3町で考える、評価は逆転する。</p> <p>(4) 立地条件の中の⑳他施設との連携の可能性に関しては、有害物質による敷地面積の減少で、リサイクル施設の併設が不可能になったので、D地点の評価が下がる(◎→○)。</p>
<p>③p.2-5の下から3行目平成28年2月、建設への地元理解が得られることになったものである。</p>	<p>概要:廃棄物処理施設整備計画(閣議決定 H30.6.19)「(7)地域住民等の理解と協力の確保」が得られていないので、現候補地の白紙撤回を望む。</p> <p>理由:D地点から半径1km内住戸数では、①小森野、②あさひ新町、③安楽寺町、④下野町、⑥真木町の順である。また最も近くの住民は安楽寺町の住民である(資料2)。地域住民とは、その施設所在地の住民ではなく、近くの住民である(環境省廃棄物処理適切推進課)。</p> <p>真木町とだけの合意で進めるのは、廃棄物処理施設整備計画(閣議決定)(7)に記載されてある「具体的な方向性について、地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる」を満足していない。</p>

資料1 最終候補地AとDの比較(白丸数字①・・は鳥栖市案、黒丸①・・は小森野案) R1.12.20

評価項目	評価基準	A(競馬場用地)		D(下水道高度処理)		
		鳥栖市案	小森野案	鳥栖市案	小森野案	
環境 条件 40点	① ① 近隣住宅地(集落)までの距離	◎390m以上 ○220m以上390m未満 △220m未満	○	△	◎	△
	② ② 近隣住宅の住戸数(200m以内)	◎13戸未満 ○13戸以上26戸未満 △26戸以上	◎	△	◎	△
	① ① 750m未満の住戸数(最大濃度の近く迄の住戸数)	◎100戸未満 ○100戸以上500戸未満 △500戸以上	△	○	△	○
	② ② 750m以上～1km未満の住戸数(最大濃度の2倍迄の住戸数)	◎200戸未満 ○200戸以上1000戸未満 △1000戸以上	△	○	△	△
	③ ③ 都市計画法の用途地域	○都市施設として定められている施設 △都市施設として定められていない施設	△	△	○	○
	④ ④ 教育施設、福祉施設、医療施設	◎840m以上 ○570m以上840m未満 △570m未満	◎	◎	◎	◎
	⑤ ⑤ 災害の安全性(地震)	◎震度6弱未満 ○震度6弱	◎	◎	△	△
	⑥ ⑥ 災害の安全性(洪水)、ハザードマップ変更(H28.6)より	◎0.5m未満 ○0.5m以上1m未満 △1m以上2m未満	◎	◎	○	△
	⑦ ⑦ 森林開発等の必要性	◎対象外 ○一部対象	○	○	◎	◎
⑧ ⑧ 道路の混雑度	◎1.17未満 ○1.17超過1.49未満	◎	◎	◎	◎	
小計		32	30	32	24	
経済 条件 20点	⑨ ⑨ 収集運搬距離(鳥栖市のみで計算)	◎3.6km未満 ○3.6km以上4.2km未満 △4.2km以上	△	△	◎	△
	⑩ ⑩ 収集運搬距離(2市3町で計算)	◎88(万人・km)未満 ○88(万人・km)以上100(万人・km)未満 △100(万人・km)以上	△	◎	△	△
	⑪ ⑪ 搬入道路整備の必要性	◎整備不要	◎	◎	◎	◎
	⑫ ⑫ 用地確保に要する費用負担	◎負担なし △負担必要	△	△	△	△
	⑬ ⑬ 他の市政策との補完性	◎有 △無	△	△	△	△
小計		8	12	12	8	
用地 取得 条件 15点	⑭ ⑭ 用地取得の難易度(所有者)	◎鳥栖市 ○国・他の地方公共団体	○	○	◎	◎
	⑮ ⑮ 用地取得の難易度(使用用途の変更)	○内部(鳥栖市)調整必要 △外部(他の団体)調整必要	△	△	△	△
	⑯ ⑯ 用地の地形	○造成容易 △大規模造成、建築物除去が必要	○	○	○	○
	小計		7	7	9	9
立地 条件 25点	⑰ ⑰ 用地面積	◎32,400㎡以上 ○24,700㎡以上32,400㎡未満 △24,700㎡未満	◎	◎	△	△
	⑱ ⑱ 用地形状(かげ地割合)	◎30%未満 ○30%以上34%未満	○	○	◎	◎
	⑲ ⑲ 幹線道路利用搬入容易性	◎0m	◎	◎	◎	◎
	⑳ ⑳ 電気・ガス・水道・下水道の確保	◎必要項目・任意項目2つ整備容易 ○必要項目のみ整備容易	○	○	◎	◎
	㉑ ㉑ 他施設との連携の可能性(浄化センター処理水の利用・リサイクル施設との連携)	◎可能性大(二つとも可能性あり) ○可能性小(一つは可能性あり) △可能性なし	△	○	◎	○
	小計		17	19	21	19
点数	100点	◎:5点、○:3点、△:1点	64	68	74	60

参考資料:佐賀県東部地域次期ごみ処理施設事業に係る環境影響評価準備書(p.2-12～p.2-13)、令和元年11月、鳥栖市

資料 2 ごみ処理施設から近隣自治会までの距離と水道取水口の位置

